

伊丹市立体育施設条例（昭和57年10月15日条例第25号）

最終改正:令和8年3月31日条例第14号

改正内容:令和7年12月24日条例第35号〔令和8年6月1日〕

（設置および目的）

第1条 市民の体育、スポーツおよびレクリエーションの振興と心身の健全な発達を図ることにより、市民福祉の増進に寄与するため、伊丹市立体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

（名称および位置）

第2条 体育施設の名称および位置は、別表第1に掲げるとおりとする。

（事業）

第3条 体育施設は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）体育・スポーツの指導者に対する研修を実施すること。
- （2）体育・スポーツに関する講習会、研究会等を開催し、これらのために施設を利用させること。
- （3）体育・スポーツの練習または競技のために施設を利用させること。
- （4）体育・スポーツに関する相談に応じること。
- （5）体育・スポーツに関する調査および研究を行うこと。
- （6）体力テストを実施すること。
- （7）その他教育委員会が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第4条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、体育施設のうち次に掲げる体育施設（以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせる。

- （1）伊丹市立伊丹スポーツセンター
- （2）伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館
- （3）伊丹市立緑ヶ丘プール
- （4）伊丹市立ローラースケート場
- （5）伊丹市立稲野公園運動施設
- （6）伊丹市立野球場
- （7）伊丹市立猪名川第1運動広場
- （8）伊丹市立猪名川第2運動広場
- （9）伊丹市立猪名川第3運動広場
- （10）伊丹市立猪名川第4運動広場
- （11）伊丹市立古池運動広場

（開館時間および休業日）

第5条 体育施設の開館時間または使用時間および休業日は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者（指定管理施設以外の体育施設にあつては、教育委員会）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項ただし書の場合において、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

（使用の許可）

第6条 指定管理施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理施設以外の体育施設を使用しようとする者（伊丹市立瑞ヶ池トリムランニングコースおよび伊丹市立昆陽池トリムランニングコースについては、専用使用しようとする者に限る。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

3 指定管理者または教育委員会は、前2項の許可をする場合において、条件を付することができる。

（許可の基準）

第7条 指定管理者または教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用を許可してはならない。

- （1）公の秩序、風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）建物または付属設備もしくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3）体育施設の設置目的に反する使用をするおそれがあると認められるとき。
- （4）管理上支障があると認められるとき。
- （5）その他指定管理者または教育委員会がその使用を不相当と認めるとき。

（使用料）

第8条 伊丹市立稲野公園運動施設の使用の許可を受けた者は、別表第6に定める使用料を市に納付しなければならない。

第9条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

（利用料金）

第10条の2 体育施設（第8条の規定により使用料を納付すべき体育施設を除く。）の使用の許可を受けた者および体育施設（第8条の規定により使用料を納付すべき体育施設を除く。）の駐車場を使用する者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）として体育施設ごとに別

表第3から別表第15まで(別表第6を除く。)に掲げる額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額を、指定管理者に納付しなければならない。

2 教育委員会は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

第10条の3 指定管理者は、教育委員会規則で定める基準により、利用料金を減免することができる。

第10条の4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会規則で定める基準により、その全部または一部を還付することができる。

(使用の目的の変更等の禁止)

第11条 体育施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の目的を許可なく変更し、またはその使用の権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者または教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、またはその使用の条件を変更し、もしくはその使用を制限し、もしくは停止することができる。

(1) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 使用者が使用の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。

(4) その他指定管理者または教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じることがあつても、市および指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(特別の設備等の承認)

第13条 使用者が特別の設備をし、または備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者または教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、体育施設の使用を終わつたとき、または第12条第1項の規定によりその使用の許可を取り消され、その使用の条件を変更され、もしくはその使用を制限され、もしくは停止されたときは、直ちに指定管理者または教育委員会の指示に従い、設備その他を原状に回復しなければならない。

(入場の制限)

第15条 指定管理者または教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育施設への入場を拒否し、または退場を命じることができる。

(1) 建物等を損傷し、もしくは滅失し、またはこれらのおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、もしくは他人の迷惑になる行為をし、またはこれらのおそれがある物品もしくは動物の類を携帯する者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償等の義務)

第16条 使用者その他体育施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由により建物等を損傷し、または滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理施設について指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 第5条、第6条第1項および第3項、第7条、第10条の2から第10条の4まで、第12条第1項ならびに第13条から第15条までに規定する事務に関すること。

(3) 建物等の維持管理に関すること。

(指定管理者不在の場合における教育委員会による管理)

第18条 第4条の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者として指定すべきものがない場合、指定管理者の指定を取り消した場合その他やむを得ない事由のある場合は、自ら指定管理施設の管理を行うことができる。この場合において、第5条第1項ただし書中「指定管理者(指定管理施設以外の体育施設にあつては、教育委員会)」とあり、第6条第1項中「指定管理者」とあり、ならびに同条第3項、第7条、第12条第1項および第13条から第15条までの規定中「指定管理者または教育委員会」とあるのは「教育委員会」として、これらの規定を適用する。

2 前項の規定により教育委員会が体育施設(第10条の2の規定により利用料金を納付すべき体育施設に限る。)の管理を行うときは、同条の規定にかかわらず、当該体育施設の使用の許可を受けた者および駐車場を使用する者は、別表第3から別表第15まで(別表第6を除く。)に掲げる額を超えない範囲内において教育委員会が定める額を使用料として市に納付しなければならない。

3 第10条の3および第10条の4の規定は、前項の場合について準用する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年10月15日から施行する。

(伊丹市立野球場等管理条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(1) 伊丹市立野球場等管理条例(昭和41年伊丹市条例第12号)

(2) 伊丹市営プール管理条例(昭和40年伊丹市条例第18号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づいてなされた許可その他の行為は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

付 則(昭和59年10月22日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年10月12日条例第33号)

この条例は、昭和60年11月1日から施行する。

付 則(昭和61年3月29日条例第11号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。(後略)

(伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例(前条ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第1条の規定による改正前の伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例の規定に基づき納付された施行日以後の使用に係る体育施設の使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成4年3月27日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例第5条の規定による許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、この条例による改正後の伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成6年3月28日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。(後略)

(伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に、第4条の規定による改正前の伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例第5条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成7年6月30日条例第17号)

この条例は、平成7年8月1日から施行する。

付 則(平成8年3月27日条例第2号)

この条例は、平成8年5月1日から施行する。

付 則(平成8年12月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年3月27日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 次項に定めるものを除き、施行日前に、第3条の規定による改正前の伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例第5条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

6 第3条の規定による改正後の伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例別表第2の規定は、平成10年9月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年6月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年3月25日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成11年9月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年9月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年3月28日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第6条の規定による改正後の伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例第8条第1項の規定は、施行日以後の体育施設の専用使用に係る使用料について適用し、同日前の体育施設の専用使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成17年3月24日条例第11号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。(平成17年教育委員会規則第3号で、平成17年5月1日から施行)

付 則(平成17年9月28日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

12 第14条の規定による改正前の伊丹市立体育施設の設置および管理に関する条例の規定によりされた許可は、同条の規定による改正後の伊丹市立体育施設条例の相当規定によりされたものとみなす。

付 則(平成19年3月26日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊丹市立文化会館条例，伊丹市立演劇ホール条例，伊丹市立音楽ホール条例，伊丹市立伊丹郷町館条例，伊丹市立生涯学習センター条例，伊丹市立北部学習センター条例及び伊丹市立体育施設条例の規定は，平成19年7月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用し，同日前の施設の使用に係る使用料については，なお従前の例による。

付 則（平成27年12月25日条例第68号）

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月27日条例第39号）

この条例は，平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年6月29日条例第41号抄）

（施行期日）

1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。

（伊丹市昆虫館条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の伊丹市昆虫館条例第10条から第12条まで及び別表の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に昆虫館資料の利用若しくは写真，映画等の撮影等の許可を受け，又は年間入館料を納付した者について適用し，施行日前に昆虫館資料の利用若しくは写真，映画等の撮影等の許可を受け，又は年間入館料を納付した者については，なお従前の例による。

（伊丹市立体育施設条例の一部改正に伴う経過措置）

8 第7条の規定による改正後の伊丹市立体育施設条例第8条及び第10条の2第1項並びに別表第3から別表第5まで及び別表第7の規定は，施行日以後に体育施設の使用の許可を受けた者について適用し，施行日前に体育施設の使用の許可を受けた者については，なお従前の例による。

付 則（平成31年3月27日条例第18号）

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和7年12月24日条例第35号）

この条例は，教育委員会規則で定める日から施行する。（令和8年教育委員会規則第5号で，令和8年4月1日から施行。ただし，別表第8アの改正規定の施行期日は，令和8年6月1日から施行）

付 則（令和8年3月31日条例第14号）

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

別表第1

名称		位置
伊丹市立伊丹スポーツセンター	伊丹市立伊丹スポーツセンター体育館	伊丹市鴻池1丁目1番1号
	伊丹市立伊丹スポーツセンタークラブハウス	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター室内プール	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター陸上競技場	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター野球場	
	伊丹市立伊丹スポーツセンターテニスコート	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター相撲場	
伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館		伊丹市緑ヶ丘1丁目10番地の1
伊丹市立緑ヶ丘プール		伊丹市緑ヶ丘1丁目20番地
伊丹市立ローラースケート場		伊丹市北伊丹8丁目230番地の1
伊丹市立稲野公園運動施設		伊丹市稲野町2丁目3番地の2
伊丹市立野球場		伊丹市瑞ヶ丘1丁目1番地
伊丹市立猪名川テニスコート		伊丹市北伊丹5丁目地先
伊丹市立猪名川第1運動広場		伊丹市北伊丹9丁目地先
伊丹市立猪名川第2運動広場		伊丹市北伊丹9丁目地先
伊丹市立猪名川第3運動広場		伊丹市東桑津字池田川筋地先
伊丹市立猪名川第4運動広場		伊丹市東桑津字池田川筋地先
伊丹市立古池運動広場		伊丹市荻野6丁目24番地
伊丹市立堀池運動広場		伊丹市野間北1丁目23番地の1
伊丹市立神津第1運動広場		伊丹市森本1丁目地先
伊丹市立神津第2運動広場		伊丹市森本1丁目地先
伊丹市立瑞ヶ池トリムランニングコース		伊丹市瑞ヶ丘5丁目1番地
伊丹市立昆陽池トリムランニングコース		伊丹市昆陽池3丁目1番地

別表第2

区分		開館時間または使用時間			休業日	
伊丹市立伊丹スポーツセンター	伊丹市立伊丹スポーツセンター体育館, 伊丹市立伊丹スポーツセンタークラブハウスおよび伊丹市立伊丹スポーツセンター陸上競技場	午前9時から午後9時まで			12月28日から翌年1月4日まで	
	伊丹市立伊丹スポーツセンター室内プール	日曜日および休日 以外の日	午前9時から午後9時まで			
			日曜日および休日	7月から8月まで		午前9時から午後6時まで
		9月から翌年6月まで	午前9時から午後5時まで			
	伊丹市立伊丹スポーツセンター野球場	4月から11月まで		午前7時から午後9時まで		
		12月および3月		午前8時から午後9時まで		
		1月および2月		午前9時から午後5時まで		
	伊丹市立伊丹スポーツセンターテニスコート	4月から11月まで		午前7時から午後9時まで		
		12月から翌年3月まで		午前9時から午後9時まで		
	伊丹市立伊丹スポーツセンター相撲場	午前9時から午後5時まで				
	伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館		午前9時から午後9時まで			火曜日(休日に当たるときは, その翌日)および12月28日から翌年1月4日まで
伊丹市立緑ヶ丘プール(一般使用に限る。)		日曜日および休日以外の日		午前10時から午後7時まで	9月1日から翌年6月30日まで	
		日曜日および休日		午前9時から午後7時まで		
伊丹市立ローラースケート場(一般使用に限る。)		日曜日, 土曜日および休日ならびに教育委員会規則で定める小中学校等の長期休業日		午前9時から午後7時(10月から翌年4月までにあつては, 午後5時)を限度とした日没まで	火曜日(休日に当たるときは, その翌日)および12月28日から翌年1月4日まで	
		上記以外の日		午後1時から午後7時(10月から翌年4月までにあつては, 午後5時)を限度とした日没まで		
伊丹市立稲野公園運動施設		午前9時から午後5時まで			12月28日から翌年1月4日まで	
伊丹市立野球場, 伊丹市立猪名川第1運動広場, 伊丹市立猪名川第2運動広場, 伊丹市立神津第1運動広場および伊丹市立神津第2運動広場		4月から9月まで		午前7時から午後7時まで		
		10月から翌年3月まで		午前9時から午後5時まで		
伊丹市立猪名川テニスコート, 伊丹市立猪名川第3運動広場, 伊丹市立猪名川第4運動広場, 伊丹市立古池運動広場および伊丹市立堀池運動広場		午前9時から午後5時まで				
専用使用に係る伊丹市立瑞ヶ池トリムランニングコースおよび伊丹市立昆陽池トリムランニングコース		日の出から日没まで				

備考

- 1 休日とは, 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 伊丹市立緑ヶ丘プールおよび伊丹市立ローラースケート場の専用使用の時間は, 原則として一般使用時間以外の時間の範囲内で, 教育委員会が別に定める。

別表第3

伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館

ア 専用使用

区分	使用時間	土曜日、日曜日および休日以外の日	土曜日、日曜日および休日
第1体育室 (競技フロア) 半面を使用する場合は、 右に掲げる利用料金の限度額の2分の1とする。	午前9時から午後0時までの1時間につき	3,080円	3,580円
	午後0時から午後5時までの1時間につき	3,480円	3,980円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	5,480円	6,380円
第2体育室 (武道場) 半面を使用する場合は、 右に掲げる利用料金の限度額の2分の1とする。	午前9時から午後0時までの1時間につき	2,220円	2,620円
	午後0時から午後5時までの1時間につき	2,520円	2,920円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	4,020円	4,620円
第3体育室 (会議室兼体育室) スポーツに使用する場合は、 上段に掲げる利用料金の限度額とし、 会議に使用する場合は、 下段に掲げる利用料金の限度額とする。	午前9時から午後0時までの1時間につき	700円 320円	800円 350円
	午後0時から午後5時までの1時間につき	800円 400円	1,000円 500円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	1,400円 780円	1,700円 830円

イ 個人使用

使用区分	利用料金の限度額
卓球(第1体育室および第3体育室)	1回(50分以内)につき 大人 1台 550円 小人のみ使用する場合 1台 270円
卓球以外のスポーツ	1回(1時間以内)につき 大人 1人 150円 小人 1人 80円

備考

- 1 市民ならびに宝塚市、川西市、三田市および猪名川町の区域内に住所を有する者ならびに本市に所在する学校および事業所に在籍または勤務する者(以下「市民等」という。)以外の者が専用使用する場合の利用料金の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 使用者が営業の宣伝その他営利を目的として使用する場合の利用料金の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額(使用者が市民等以外の者であるときは、前項の規定による額)に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 利用料金の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 5 大人は、高等学校および中等教育学校の後期課程の生徒(これに準ずる者を含む。以下同じ。)以上とし、小人は、中学校および中等教育学校の前期課程の生徒(これに準ずる者を含む。以下同じ。)ならびに小学校の児童(これに準ずる者を含む。以下同じ。)とする。
- 6 個人使用の利用時間帯は、別に教育委員会規則で定める。

別表第4
伊丹市立緑ヶ丘プール

区分		利用料金の限度額
一般	大人	1人1回 400円
	大人回数券	1冊11枚綴 4,000円
	小人	1人1回 200円
	小人回数券	1冊11枚綴 2,000円
専用		2時間以内 20,000円

備考

- 1 市民等以外の者が専用使用する場合の利用料金の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 使用者が営業の宣伝その他営利を目的として使用する場合の利用料金の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額（使用者が市民等以外の者であるときは、前項の規定による額）に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 利用料金の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 小人は、小学校の児童以下とし、大人は、小人以外の者とする。

別表第5

伊丹市立ローラースケート場

区分		利用料金の限度額	
		基本料	超過料
一般	大人	1人2時間まで 300円	1人1時間増すごとに(1時間未満は, 1時間とする。)
	大人回数券	1冊 11枚綴 3,000円	180円
	小人	1人2時間まで 150円	1人1時間増すごとに(1時間未満は, 1時間とする。)
	小人回数券	1冊 11枚綴 1,500円	80円
	貸靴料	1人1回 100円	
専用		日曜日および休日以外の日 2時間以内 7,200円	
		日曜日および休日 2時間以内 8,600円	

備考

- 1 市民等以外の者が専用使用する場合の利用料金の額は, この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 使用者が営業の宣伝その他営利を目的として使用する場合の利用料金の額は, この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額(使用者が市民等以外の者であるときは, 前項の規定による額)に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 利用料金の算定において, 10円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てる。
- 4 大人は, 高等学校および中等教育学校の後期課程の生徒以上とし, 小人は, 中学校および中等教育学校の前期課程の生徒ならびに小学校の児童とする。
- 5 休日とは, 国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

別表第6

伊丹市立稲野公園運動施設

ア 専用使用

区分	使用時間	使用料	備考
運動広場	1時間	500円	1時間未満は1時間とする。
卓球場	1時間	400円	

イ 個人使用

区分	使用料
変形自転車	1回(25分以内)につき 1人 100円
卓球	1回(50分以内)につき 1台 200円

備考

- 1 市民等以外の者が専用使用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 変形自転車および個人使用に係る卓球の利用時間帯は、別に教育委員会規則で定める。

別表第7

伊丹市立野球場等

名称	使用時間	利用料金の限度額		備考
伊丹市立野球場	1時間	土曜日、日曜日および休日以外の日 1,500円		1時間未満は、1時間とする。
		土曜日、日曜日および休日 1,750円		
伊丹市立猪名川第1運動広場	〃	1,000円		〃
伊丹市立猪名川第2運動広場	〃	500円		〃
伊丹市立猪名川第3運動広場	〃	A	350円	〃
		B	600円	
伊丹市立猪名川第4運動広場	〃	1,000円（半面を使用する場合は、500円）		〃
伊丹市立古池運動広場	〃	500円		〃
伊丹市立猪名川テニスコート	無料			
伊丹市立堀池運動広場	〃			
伊丹市立神津第1運動広場	〃			
伊丹市立神津第2運動広場	〃			
伊丹市立瑞ヶ池トリムランニングコース	〃			
伊丹市立昆陽池トリムランニングコース	〃			

備考

- 1 市民等以外の者が使用する場合の利用料金の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 使用者が営業の宣伝その他営利を目的として使用する場合の利用料金の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額（使用者が市民等以外の者であるときは、前項の規定による額）に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 利用料金の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

別表第8

伊丹市立伊丹スポーツセンター体育館

ア 専用使用

区分	使用時間	土曜日、日曜日および休日以外の日	土曜日、日曜日および休日
競技フロア 半面を使用する場合は、 右に掲げる利用料金の限度額の2分の1とする。	午前9時から午後0時までの1時間につき	4,180円	4,820円
	午後0時から午後5時までの1時間につき	4,720円	5,420円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	7,480円	8,720円
卓球場	午前9時から午後0時までの1時間につき	2,300円	2,750円
	午後0時から午後5時までの1時間につき	2,600円	3,100円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	4,450円	5,250円
柔道場	午前9時から午後0時までの1時間につき	900円	1,050円
	午後0時から午後5時までの1時間につき	1,050円	1,200円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	1,700円	2,100円
剣道場	午前9時から午後0時までの1時間につき	900円	1,050円
	午後0時から午後5時までの1時間につき	1,050円	1,200円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	1,700円	2,100円
多目的室 競技フロアと併せて使用する場合は、右に掲げる利用料金の限度額の2分の1とする。	午前9時から午後0時までの1時間につき	550円	650円
	午後0時から午後5時までの1時間につき	650円	750円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	1,050円	1,250円

イ 個人使用

使用区分				利用料金の限度額	
卓球				1回(50分以内)につき 大人 1台 850円 小人のみ使用する場合 1台 450円	
柔道、剣道その他柔道場または剣道場を使用して行うスポーツ				1回(1時間以内)につき 大人 1人 450円 小人 1人 250円	
トレーニング	定期使用	土曜日、日曜日および休日	室内プールの使用を含む。	1年につき 61,750円	
				6月につき 35,000円	

ング

	よび休日 以外の日		1月につき	6,200円
		トレーニングのみ	1年につき	46,300円
			6月につき	25,750円
			1月につき	4,650円
	全日	室内プールの使用を含 む。	1年につき	82,300円
			6月につき	46,300円
			1月につき	8,250円
		トレーニングのみ	1年につき	61,750円
			6月につき	35,000円
			1月につき	6,200円
	一時使用			2時間以内につき

備考

- 1 市民以外の者が使用する場合の利用料金の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 使用者が営業の宣伝その他営利を目的として使用する場合の利用料金の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額（使用者が市民以外の者であるときは、前項の規定による額）に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 特殊器具の利用料金の限度額については、1回につき5,000円以内で教育委員会規則で定める。
- 4 利用料金の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 使用者が特別の設備をし、または備付け以外の器具を使用して電気を使用するときは、実費を徴収することがある。
- 6 使用許可時間を超過し、または時間を早めに使用する場合の超過時間に係る利用料金の算定方法については、教育委員会が別に定める。
- 7 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 8 小人は、小学校の児童以下とし、大人は、小人以外の者とする。
- 9 個人使用の利用時間帯は、別に教育委員会規則で定める。
- 10 トレーニングの目的で施設を個人使用することができる者は、中学生以上の者とする。

別表第9
伊丹市立伊丹スポーツセンタークラブハウス

区分	使用時間	土曜日、日曜日および休日以外の日	土曜日、日曜日および休日
1階フロアおよび2階フロア	午前9時から午後0時までの1時間につき	550円	650円
	午後0時から午後5時までの1時間につき	650円	750円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	1,050円	1,250円

備考
別表第8備考第1項から第7項までの規定は、この表について準用する。

別表第10

伊丹市立伊丹スポーツセンター室内プール

区分				7月および8月以外 の期間	7月および8月
個人使用	大人	1人1 回	午前9時から午後7 時まで	840円	640円
			午後7時から午後9 時まで	420円	320円
		回数券1冊 11枚綴(午前9時 から午後7時までの利用に限 る。)		8,400円	6,400円
	小人	1人1 回	午前9時から午後7 時まで	440円	320円
			午後7時から午後9 時まで	220円	160円
		回数券1冊 11枚綴(午前9時 から午後7時までの利用に限 る。)		4,400円	3,200円
専用使用	1コース 1時間につき			3,600円	
年間使用	4月から翌年3月まで			54,350円	

備考

別表第8備考第1項から第6項までおよび第8項の規定は、この表について準用する。

別表第11

伊丹市立伊丹スポーツセンター陸上競技場

ア 専用使用

区分	使用時間	土曜日、日曜日および休日以外の日	土曜日、日曜日および休日
4月および5月	午前9時から午後6時までの1時間につき	3,600円	4,350円
	午後6時から午後9時までの1時間につき	2,600円	3,300円
6月から8月まで	午前9時から午後7時までの1時間につき	3,600円	4,350円
	午後7時から午後9時までの1時間につき	2,600円	3,300円
9月	午前9時から午後6時までの1時間につき	3,600円	4,350円
	午後6時から午後9時までの1時間につき	2,600円	3,300円
10月から翌年3月まで	午前9時から午後5時までの1時間につき	3,600円	4,350円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	2,600円	3,300円

イ 個人使用

区分	利用料金の限度額
球技以外のスポーツ	1回(1時間以内)につき 大人 1人 450円 小人 1人 250円

備考

別表第8備考第1項から第9項までの規定は、この表について準用する。

別表第12

伊丹市立伊丹スポーツセンター野球場

区分		土曜日、日曜日および休日以外の日	土曜日、日曜日および休日
4月から11月まで	午前7時から午後5時までの1時間につき	3,600円	4,350円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	4,550円	5,350円
12月および3月	午前8時から午後5時までの1時間につき	3,600円	4,350円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	4,550円	5,350円
1月および2月	午前9時から午後5時までの1時間につき	3,600円	4,350円

備考

別表第8備考第1項から第7項までの規定は、この表について準用する。この場合において、同表備考第3項中「5,000円」とあるのは、「10,000円」と読み替えるものとする。

別表第13

伊丹市立伊丹スポーツセンターテニスコート

ア 専用使用

使用時間		土曜日、日曜日および休日以外の日	土曜日、日曜日および休日
4月および5月	午前7時から午後6時までの1時間につき	1面につき 1,050円	1面につき 1,550円
	午後6時から午後9時までの1時間につき	1面につき 1,900円	1面につき 2,400円
6月から8月まで	午前7時から午後7時までの1時間につき	1面につき 1,050円	1面につき 1,550円
	午後7時から午後9時までの1時間につき	1面につき 1,900円	1面につき 2,400円
9月1日から15日まで	午前7時から午後6時までの1時間につき	1面につき 1,050円	1面につき 1,550円
	午後6時から午後9時までの1時間につき	1面につき 1,900円	1面につき 2,400円
9月16日から11月まで	午前7時から午後5時までの1時間につき	1面につき 1,050円	1面につき 1,550円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	1面につき 1,900円	1面につき 2,400円
12月から翌年3月まで	午前9時から午後5時までの1時間につき	1面につき 1,050円	1面につき 1,550円
	午後5時から午後9時までの1時間につき	1面につき 1,900円	1面につき 2,400円

イ 個人使用

区分		利用料金の限度額
定期使用(1人につき)	土曜日、日曜日および休日以外の日	1年につき 51,450円
	全日	1年につき 82,300円

備考

別表第8備考第1項から第7項までの規定は、この表について準用する。

別表第14

伊丹市立伊丹スポーツセンター相撲場

使用時間	利用料金の限度額
午前9時から午後5時までの1時間につき	200円

備考

別表第8備考第1項から第6項までの規定は、この表について準用する。

別表第15

伊丹市立伊丹スポーツセンター駐車場

区分			利用料金の限度額
第1駐車場 および第2 駐車場	一時 駐車	午前6時30分から午後9時15分まで	当初の30分は無料とし、当該30分を超えたときは1時間までは100円とし、当該1時間を超え10時間までは、1時間(1時間未満の端数が生じたときは、1時間とする。)につき100円とし、10時間を超えたときは1,000円とする。
		午後9時15分から翌日の午前6時30分まで	1,500円
		回数カード(2,200円を利用限度額とする。)	2,000円
	定期駐車		1月につき 4,350円
第3駐車場	4月から5月および 9月1日から15日まで	午前8時30分から午後6時30分まで	当初の30分は無料とし、当該30分を超えたときは1時間までは100円とし、当該1時間を超え10時間までは、1時間(1時間未満の端数が生じたときは、1時間とする。)につき100円とし、10時間を超えたときは1,000円とする。
	6月から8月	午前6時30分から午後7時30分まで	
	9月16日から翌年 3月まで	午前8時30分から午後5時30分まで	

備考

- 1 車高が2.5メートルを超える自動車は、第2駐車場に限り駐車することができる。
- 2 前項の自動車を第2駐車場に駐車する場合の利用料金の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額に100分の300を乗じて得た額とする。